

そうき はっけん たいおう
早期の発見・対応で

ふせ
防ごう! 障害者虐待

～お互いに認め合い支えあって暮らす社会に向けて～



しょうがい かた ぎゃくたい ぜったい しょうがい
障害のある方への虐待は絶対にあってはならないことです。障害の
ある方は、虐待を受けていても、自分のされていることが虐待だと
にんしき じぶん い だ
認識できないことや、自分から言い出せないことがあります。

しょうがい かた ぎゃくたい ぼうし しゅうい ひと
障害のある方への虐待を防止するためには、周囲の人ができるだけ
はや ぎゃくたい め きづ ひつよう
早く虐待の芽に気付くことが必要です。

ぎゃくたい おも そうだん
虐待かな、と思うようなことがあれば、まず、ご相談ください。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは？

しょうがい かた ぎゃくたい しょうがい かた そんげん じりつ しゃかいさんか
障害のある方への虐待は、障害のある方の尊厳や自立、社会参加をおびや
かすものです。しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがい かた けんり りえき まも
障害者虐待を防止し、障害のある方の権利・利益を守るため、
しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい
「障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対す
る支援等に関する法律）」が制定されました（平成24年10月
しえんとう かん ほうりつ せいてい へいせい ねん がつ
施行）。この法律では、ぎゃくたい う しょうがい かた ほご しえん
虐待を受けた障害のある方の保護や支援、
ようごしゃ しえんなど さだ
養護者への支援等について定められています。



たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ほったつしょうがい ふく た しんしん しょうがい しゃかいてき しょうへき
身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、その他心身の障害や社会的な障壁によっ
て、にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなん かた しょうがいしゃてちょう しゆく ばあい ふく
て、日常生活や社会生活が困難な方（障害者手帳を取得していない場合も含まれます）。

しょうがいしゃぎゃくたい しゆるい 障害者虐待の種類

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃぎゃくたい い か しゆるい わ
障害者虐待防止法では、障害者虐待を以下の3種類に分けています。

ようごしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 養護者による障害者虐待

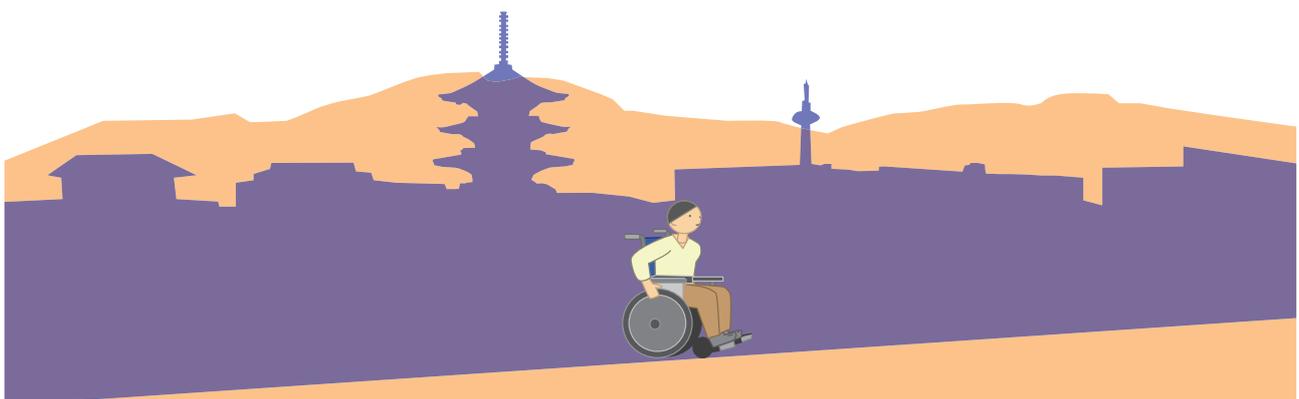
しょうがい かた しんべん せわ かいじょ きんせん かんり
障害のある方の身近の世話や介助、金銭の管理な
おこな しょうがい かた かぞく しんぞく どうきよにん
どを行っている障害のある方の家族、親族、同居人
による虐待をいいます。

しょうがいしゃふくしせつじゅうじしゃとう 障害者福祉施設従事者等による しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待

しょうがいしゃふくしせつ しょうがいふくし じぎょうしょ
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の
ぎょうむ じゅうじ もの ぎゃくたい
業務に従事する者による虐待をいいます。

しょうしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 使用者による障害者虐待

しょうがい かた こよう じぎょうぬしなど
障害のある方を雇用している事業主等による
ぎゃくたい
虐待をいいます。





しょうがいしゃぎゃくたい つぎ
障害者虐待には次のようなものがあります。

身体的虐待
 しんたい がいしょう あた あた ぼうこう くわ
身体に外傷を与え、または与えるおそれのある暴行を加えること、
 せいとう りゆう しんたい こうそく
正当な理由なく身体を拘束すること。
 たと
【例えば】
 ひらてう なく むり た もの のもの くち い
 ・平手打ちをする、殴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。
 ・いすやベッドに縛り付ける、医療的に必要性のない投棄によって動
 きを抑制する、つなぎ服を着せる 等

性的虐待
 せいできぎやくたい
 こうい また こうい
わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
 たと
【例えば】
 せいき せっしょく せいできこうい きょうよう
 ・性器への接触、性的行為を強要する
 はだか など
 ・裸にする、キスする 等

心理的虐待
 しんりてきぎやくたい
 いちじる ぼうげん いちじる きぎげつてき たいおう ふとう さべつてきげんどうなど いちじる
著しい暴言、著しく拒絶的な対応や不当な差別的言動等によって著し
 しんりてきがいしょう あた げんどう おこな
い心理的外傷を与える言動を行うこと
 たと
【例えば】
 しょうがい かた ぶじやく ことば あ
 ・「バカ」「あほ」など障害のある方を侮辱する言葉を浴びせる
 ど な わるくち い
 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
 なかま い いててき むし
 ・仲間に入れない、意図的に無視する

放棄・放任
 ほうき ほうにん
 すいじゃく いちじる げんしやく ちょうじかん ほうち どうきよにん ぎやくたい
衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、同居人による虐待を
 ほうち
放置すること
 たと
【例えば】
 しょくじ せ わ
 ・食事などの世話をしない
 にゅうよく よご ふく き つづ かみ つめ の ほうだい
 ・入浴させない、汚れた服を着させ続ける、髪や爪が伸び放題
 ひつよう ふくし いりよう う
 ・必要な福祉や医療サービスを受けさせない

経済的虐待
 けいぎいてきぎやくたい
 ざいさん ふとう しょうぶん た ふとう ざいさんじょう りえき え
財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること
 たと
【例えば】
 ふとう ざいさん よちよきん かんり しょうぶん
 ・不当に財産や預貯金を管理・処分する
 にちじょうせいかつ ひつよう きんせん わた など
 ・日常生活に必要な金銭を渡さない 等

しょうがいしゃぎゃくたい そうきはっけん 障害者虐待の早期発見のために

しょうがい かた みずか ぎゃくたい う うった ばあい
障害のある方が自ら虐待を受けていることを訴えることができない場合や
 ぎゃくたい ひと じかく ばしよ ぎゃくたい そうき はっけん
虐待をしている人にその自覚がない場合があります。虐待を早期に発見し、
 てきせつ しえん つな ちい ちょうこう みのが じゅうよう
適切な支援に繋げるため、小さな兆候を見逃さないことが重要です。

しょうがいしゃぎゃくたい き 障害者虐待に気づくためのチェックリスト

ふくすう あ ばあい ぎゃくたい うたが こい はんだん
 ※複数に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。

※これらはあくまで例示ですので、完全に当てはまらなくても虐待がないと
 はんだん るいじ ちゅういぶか め む ひつよう
 判断せず、類似のサインにも注意深く目を向ける必要があります。

身体的虐待のサイン しんたいていびやくたい	しんたい ちい きず ひんばん 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
	ふと うちがわ じょうわんぶ うちがわ せなか きず 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる。
	かいふくじょうたい さまざま だんかい きず 回復状態が様々な段階の傷、あざがある。
	あたま かお とうひなど きず 頭、顔、頭皮等に傷がある。
	しり て せなかなど やけど やけど あと お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある。
	きゅう 急におびえたり、こわがったりする。
	いや しせつ しょくば い 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない。
	きず せつめい あ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
	て あたま かっこう 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
	おびえた表情をよくする。急に不安がる。震える。
	じぶん あたま とつぜん な だ 自分で頭をたたく。突然泣き出すことがよくある。
いし ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する。	
いし ほけん ふくし たんとうしゃ はな ないよう へんか 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。	



性的虐待のサイン せいしやくたい	ふしぜん ある かた ざい たも こんなん 不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる。
	こうもん せいき しゅつけつ きず 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
	せいき いた うった 性器の痛み、かゆみを訴える。
	きゅう 急におびえたり、こわがったりする。
	しゅうい ひと からだ 周囲の人の体をさわるようになる。



性的虐待のサイン	ひわい ことば ほつ 卑猥な言葉を発するようになる。
	ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる。
	いし ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する。
	ねむ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる。
	せいき じぶん 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待のサイン	かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる。
	ふきそく すいみん ゆめ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる。
	しんたい いしゆく 身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
	しょくよく へんか はげ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	じしやうこうい 自傷行為がみられる。
	むりょくかん な ようす かお ひょうじやう 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。顔の表情がなくなる。
たいじゆう ふしぜん ふ 体重が不自然に増えたり、減ったりする。	

放棄・放任のサイン	しんたい いしゆう よご かみ つめ の きたな ひ ふ かいよう 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍。
	へ や いしゆう きょくど らんざつ かん ほうち 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している。
	ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着。
	たいじゆう ふ かし た 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる。
	か ど くうぶく うった えいようしつちやう み と 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる。
	びやうき かぞく じゆしん きよひ じゆしん すず い けはい 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。
	がっこう しょくば で 学校や職場に出てこない。
しえんしゃ あ はな 支援者に会いたがらない。話したがらない。	

経済的虐待のサイン	はたら ちんぎん え まず み かね つか ようす 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない。
	にちじやうせいかつ ひつよう きんせん わた 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
	ねんぎん ちんぎん かんり ほんひと し 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
	サービスの利用料や生活費の支払ができない。
	しさん ほゆうじやうきやう せいかつじやうきやう らくさ はげ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい。
	おや ほんにん ねんぎん かんり ゆうきやうひ せいかつひ つか おも 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために

「虐待かな?」と思ったら、ひとりで抱え込まずに、まずは相談窓口にご相談ください。

※障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した者は、速やかに通報しなければならないことが規定されています。

※通報・相談した方に関する秘密は守られます。

虐待通報・届出への対応

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害のある方からの届出があった場合は、福祉事務所又は保健センターの職員が、障害のある方の安全を最優先に、障害のある方やその家族の方等への支援を行います。

障害者虐待への対応

・通報・届出をいただいた方から、虐待の状況、障害のある方や養護者（家族）の状況を分かる範囲でお聴きし、事実確認等を行ったうえで、支援方法等を検討します。



・虐待の再発を防ぐために、虐待に至った状況や課題を解決するよう、関係機関と連携し支援を行います。

・障害のある方の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、安全確保のため、必要に応じて、障害のある方を保護し、養護者との分離を行います。

・障害のある方の生命等に重大な危険が生じているおそれがないときでも、障害のある方が、地域で自立した生活を営むことができるよう、適切な障害福祉サービスの利用等の支援を行います。

養護者（家族等）への支援

障害者虐待では、虐待をしている養護者も何らかの支援が必要な状態にあることがあります。虐待の要因となっている家庭内の状況にも目を向けた支援を行います。

・養護者の介護負担の軽減

介護負担が虐待の要因となっている場合には、養護者へのカウンセリングの実施や、障害のある方への障害福祉サービスの見直し等により、介護負担を軽減します。

・介護の知識や技術に対する正しい理解

養護者が介護に関する正しい知識や技術を習得できるような情報を提供します。



・専門的な支援

養護者自身が、障害等により支援を必要としている場合や、経済的な問題を抱えている場合などは、それぞれに適切な対応を図るため専門機関等の支援に繋がります。

成年後見制度を知っていますか？

成年後見制度は、知的障害や精神障害で判断能力が十分でない方の権利を保護するための制度です。

成年後見人等が、障害のある方に代わって不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなどの支援を行うことにより、障害のある方の権利を守ります。

障害のある方本人に身寄りがない場合等は、市長による成年後見制度利用の申立ての制度がありますので、ご相談ください。



しょうがいしゃぎやくたい かん そうだん
障害者虐待に関する相談は

ようごしや しょうがいしゃぎやくたい
○ 養護者による障害者虐待

くやくしよ ししよ しえん か しえん ほご か また けんこう すいしんか しつ う っ
区役所・支所の支援課 (支援保護課) 又は健康づくり推進課 (室) で受け付けています。

きたくやくしよ 北区役所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 432-1285 FAX 414-1217	TEL 432-1454 FAX 451-0611
かみぎょうやくしよ 上京区役所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 441-5121 FAX 441-7211	TEL 432-3221 FAX 432-2025
さきょうやくしよ 左京区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 702-1131 FAX 702-1315	TEL 702-1222 FAX 791-9616
なかぎょうやくしよ 中京区役所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 812-2544 FAX 822-3096	TEL 812-2598 FAX 822-7151
ひがしやまくやくしよ 東山区役所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 561-9348 FAX 531-3284	TEL 561-9130 FAX 531-2869
やましくやくしよ 山科区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 592-3243 FAX 594-2181	TEL 592-3479 FAX 501-6831
しもぎょうやくしよ 下京区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 371-7217 FAX 351-8752	TEL 371-7293 FAX 351-9028
みなみやくしよ 南区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 681-3282 FAX 681-1870	TEL 681-3574 FAX 691-1397
うきょうやくしよ 右京区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 861-1451 FAX 861-9559	TEL 861-2179 FAX 861-4678
けいほくしゅつちょうしよ 京北出張所	ふくしたんとう 福祉担当	ほけんたんとう 保健担当
	TEL 852-1815 FAX 852-1800	TEL 852-1816 FAX 852-1800
にしきょうやくしよ 西京区役所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 381-7666 FAX 393-0867	TEL 392-5690 FAX 392-6052
らくさいししよ 洛西支所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進室
	TEL 332-9275 FAX 332-8420	TEL 332-9348 FAX 332-8186
ふしみやくしよ 伏見区役所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進課
	TEL 611-2392 FAX 611-7330	TEL 611-1163 FAX 611-1166
ふかくさししよ 深草支所	しえん ほご か 支援保護課	けんこう すいしんか 健康づくり推進室
	TEL 642-3574 FAX 642-7729	TEL 642-3879 FAX 641-7326
だいがししよ 醍醐支所	しえん か 支援課	けんこう すいしんか 健康づくり推進室
	TEL 571-6372 FAX 573-3785	TEL 571-6748 FAX 571-2973

しょうがいしゃふくししせつじゅうじしゃとうおよ しょうしゃ しょうがいしゃぎやくたい
○ 障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待

ほけんふくしきよく しょうがいほけんふくしすいしんしつ 保健福祉局 障害保健福祉推進室	TEL 222-4161 FAX 251-2940
--	---------------------------



●発行 京都市 ●編集 京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室
 ●発行年月 平成 24 年 10 月 ●印刷 京都市洛南障害者授産所
 平成 24 年 10 月 京都市印刷物第 243084 号